

『知財紛争手続の実務』（第1刷）正誤表

このたび、弊社刊行の書籍『知財紛争手続の実務——異議申立て・審判・訴訟とDX対応』におきまして、記述に誤りがあることが判明いたしました。ご愛読いただいている読者の皆様ならびに関係者の皆様に、多大なご迷惑とご不快をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。つきましては、下記のとおり正誤表を作成いたしましたので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、表の「根拠（一次資料）」は、2026年10月14日時点における特許庁・電子出願ソフトサポートサイト・J-PlatPat・裁判所の公表資料等となります。

第1章

	頁	該当箇所	誤	正	根拠（一次資料）
1	27 頁 下から3行目	4(1)	特許異議申立書や各種審判請求書について、従来のHTMLファイル形式を用いた複雑な書式作業から解放され、より直感的なPDFによるオンライン提出が可能となっています。	それまで書面でしか提出できなかった特許異議申立書や無効審判・取消審判の請求書も、より直感的なPDFによるオンライン提出が可能となっています。	特許庁「電子特殊申請の開始（令和6年1月）・特殊申請は「従来、書面で提出していた書類」。 特許庁「審判手続における電子特殊申請について」
2	28 頁 上から7行目	4(1)	初期のインターネット出願ソフトは、書類を独自のHTMLフォーマットで作成し、証拠を画像に変換してタグで埋め込むという、相応の作業負担が要求されていました。	特許異議申立書や無効審判・取消審判の請求書は、令和6年1月まで書面で提出しなければなりませんでした。	インターネット出願ソフト操作マニュアル（概要編）
3	28 頁 下から11行目	4(1)(ii) 第1文	（弁理士・弁護士等）宛の書類については紙での郵送が廃止され、特許庁のシステムを通じたオンラインでの受取りに移行します。	（弁理士・弁護士等）宛の書類のうち、審査・拒絶査定不服審判等に係るものについては紙での郵送が廃止され（異議・無効審判等の書類は引き続き書面で送付されます）、特許庁のシステムを通じたオンラインでの受取りに移行します。	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則23条の4 （審判関係は「審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る」）
4	28 頁 下から6行目	4(1)(ii) 第3文	受取（ダウンロード）可能となった日の翌日から起算して10日を経過した時に到達したものとみなされます。	受け取った時、又は受取可能とする措置がとられた日から10日を経過した時の、いずれか早い時に到達したものとみなされます。	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律5条3項 （「いずれか早い時」）
5	29 頁	【表1-9】 電子特殊申請の「実務への影響」	従来の複雑なHTML変換作業から解放され、業務効率が大幅向上。	書面でしか提出できなかった書類をオンラインで提出可能になり、業務効率が大幅向上。	※上の各行と同じ根拠です。 特許庁「審判手続における電子特殊申請について」 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則23条の4 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律5条3項
6	29 頁	【表1-9】 オンライン発送の「主な内容」と「実務への影響」	「主な内容」代理人（弁理士等）宛ての特許庁書類の紙郵送を廃止。 「実務への影響」オンライン受取（ダウンロード）への完全移行。	「主な内容」代理人（弁理士等）宛ての審査・拒絶査定不服審判等の書類の紙郵送を廃止。 「実務への影響」異議・無効審判等の書類は引き続き書面。	
7	29 頁	【表1-9】 到達みなしルールの「主な内容」	ダウンロード可能となった日の翌日から10日経過で「到達」とみなす。	受け取った時か、受取可能とする措置の日から10日経過した時の、いずれか早い時に「到達」とみなす。	

第2章

	頁	該当箇所	誤	正	根拠（一次資料）
1	34 頁 下から 13 行目	1(1)	かつての日本の特許法（平成 15（2003）年の特許法改正前）においては、	平成 6（1994）年改正前	平成 15 年改正法附則（改正前の取消決定＝付与後異議） 平成 26 年法律改正（平成 26 年法律第 36 号）解説書 第 2 章 特許異議の申立て制度の創設等
2	40 頁 上から 15 行目	2(3)	書類を送信するときにシステムが自動で手数料を計算して自動引き落としを行う「予納」の仕組みは、	書類を送信する際に納付金額を入力して予納から納付する仕組みは、	操作ガイド 2 頁（納付金額を入力）・納付方法頁（予納の反映は翌開庁日 18 時） 電子出願ソフトサポートサイト「特殊申請書類の提出方法」
3	40 頁	実務ポイント 「当日の緊急解決策」	②至急、銀行から予納口座へ振込手続を行う。	削除。 （予納への入金が残高に反映されるのは翌開庁日の 18 時のため、当日の対応にはなりません）	同「手数料の納付方法」
4	42 頁 上から 3 行目	3(2)	かつては HTML 化と全画像をバラバラにする作業が必要でしたが、2024 年以降は PDF 形式での提出が可能となっています。	特許異議申立書は 2024 年 1 月まで書面でしか提出できませんでしたが、2024 年以降は PDF 形式での提出が可能となっています。	特許庁「電子特殊申請の開始（令和 6 年 1 月）・特殊申請は「従来、書面で提出していた書類」。異議申立書は令和 6 年 1 月まで電子申請の対象外 特許庁「審判手続における電子特殊申請について」 インターネット出願ソフト操作マニュアル（概要編）
5	46 頁 上から 2 行目、 4 行目	4(4)(iii)(a) 見出し／本文	訂正の 3 類型／誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明の 3 類型です	訂正の 4 類型／誤記又は誤訳の訂正、明瞭でない記載の釈明、他の請求項を引用しないものとする ことの 4 類型です	特許法 120 条の 5 第 2 項各号・9 項 審判便覧 38-03
6	46 頁 上から 8 行目	4(4)(iii)(b)	クレームを減縮した場合、減縮後のクレームについて	特許異議の申立てがされていない請求項について減縮等をした場合、減縮後のクレームについて	
7	46 頁	表 2-2 ②意見書の提出＋訂正の請求（防御手段）	訂正の 3 類型：クレームの減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明	訂正の 4 類型：クレームの減縮、誤記又は誤訳の訂正、明瞭でない記載の釈明、他の請求項を引用しないものとする こと	
8	51 頁 下から 9～10 行目	7(1) 見出し／本文	HTML 化からの解放（2024 年以降の電子特殊申請）／かつての特許庁実務は HTML 化と画像分割が必要でしたが、2024 年 1 月以降、	電子特殊申請によるオンライン提出／特許異議申立書は 2024 年 1 月まで書面でしか提出できませんでしたが、2024 年 1 月以降、	特許庁「電子特殊申請の開始（令和 6 年 1 月）・特殊申請は「従来、書面で提出していた書類」。異議申立書は令和 6 年 1 月まで電子申請の対象外 特許庁「審判手続における電子特殊申請について」 インターネット出願ソフト操作マニュアル（概要編）
9	52 頁	「実務ポイント」 見出し／本文	副本の提出廃止について／2024 年の電子特殊申請の導入に伴い、副本（相手方に送るためのコピー）の提出義務が廃止されました。送信された PDF データが特許庁のシステムを通じて相手方にも送達される仕組みが整ったためです。	電子特殊申請と副本／電子特殊申請で提出する場合は、副本（相手方に送るためのコピー）の提出は不要です（書面で提出する場合は従来どおり必要）。相手方には、承諾があれば DVD-R で、なければ紙で郵送されます。	副本不要は電子特殊申請の場合（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 10 条の 3）。DVD-R 又は紙出力を答弁指令等に同封（Q&A 問 10） 特許庁「審判手続における電子特殊申請について」

					特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請に関する Q&A</u> 」 <u>同法施行規則（e-Gov）</u>
10	54 頁	表 2-3「理由補充期間」（特許異議申立て）	申立期間経過後 <u>60 日以内</u>	申立期間の経過時または取消理由通知時のいずれか早い時まで	特許法 115 条 2 項ただし書
11	54 頁	表 2-3「申立単位」（商標登録異議申立て）	指定商品・役務の <u>区分単位</u>	指定商品・指定役務ごと	商標法 43 条の 2 後段
12	54 頁	表 2-3「施行」（商標登録異議申立て）	平成 27（2015）年 4 月 1 日	平成 9（1997） 年 4 月 1 日	平成 8 年法律第 68 号附則 1 条（平成 9 年 4 月 1 日施行）
13	58 頁 上から 7 行目	8(4)(iii)	商標権者が「訂正請求」をする場面は実務上極めて限られており、防御の中心は意見書による反論と証拠提出です。	商標法には訂正請求の制度がなく、防御の中心は意見書による反論と証拠提出です。	※商標法に訂正の請求の規定なし
14	59 頁 上から 8 行目	8(6)	特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の公報発行監視機能を活用し、自社の登録商標・出願商標と類似するものをアラート設定し、週 1 回程度確認するサイクルが一般的です。	特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の（ J-PlatPat には公報の監視機能はないため）検索条件を定めて定期的に検索するか、民間の公報監視サービスを利用します。	J-PlatPat の全機能に監視・アラート機能なし（通知は RSS のみ） <u>J-PlatPat ヘルプ一覧</u> <u>INPIT J-PlatPat FAQ（RSS）</u>
15	60 頁	表 2-8 「申立て・請求期間」（商標登録異議申立て）	登録後 <u>2 カ月以内のみ</u>	商標掲載公報の発行の日から 2 カ月以内	商標法 43 条の 2（「掲載公報の発行の日から」）
16	62 頁 下から 4 行目	9(3)(ii)	審判長から取消理由通知が発せられた後、申立人は特段の手続を行う必要はありませんが、新たな証拠の提出（意見書添付等）により主張を補強することが認められています。	必要はありません。申立人が意見書を提出できるのは、特許権者が訂正の請求をした場合に限られます。	特許法 120 条の 5 第 5 項
17	64 頁 下から 16 行目	10(1)	「インターネット出願ソフト」 <u>（EF-Filing）</u> と呼ばれる	「インターネット出願ソフト」と呼ばれる	特許庁資料の名称は「インターネット出願ソフト」 <u>インターネット出願ソフト操作マニュアル（概要編）</u>
18	64 頁 下から 7 行目	10(1)(ii)	提出書類は XML 形式で作成されます。専用のエディタ機能を有しており、	XML 形式で作成するのは送付票だけで、申立書と証拠は PDF で添付します。 専用のエディタ機能を有しており、	「送付票（XML）、申請書類（PDF ファイル）及び添付書類（PDF ファイル）」 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請について</u> 」 <u>インターネット出願ソフト操作マニュアル（概要編）</u>
19	65 頁 上から 3 行目	10(2)〔ステップ 1〕	「特許異議の申立書」の書式をソフトウェア内で選択し、必要事項（申立人情報・対象特許番号・申立の理由・証拠の表示等）を入力します。証拠（甲号証）は、PDF 形式で添付します。	ソフトウェアで筆頭物件「 異議申立書 」を選択し、 PDF 化した申立書を添付します。 証拠（甲号証）は、PDF 形式で添付します。	電子特殊申請対象書類一覧（庁外周知用）において、筆頭物件名のうち「異議申立書」を選択 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請について</u> 」 <u>特許庁「電子特殊申請対象書類一覧」</u>

20	65 頁 下から 5 行目	10(3)①	①送信完了の確認画面のスクリーンショット（提出日時・受付番号を含む）	①送信後に表示される受領書（提出日時・受付番号を含む）	操作ガイド「(14)受領書の確認」・審判便覧 11-01 様式 3（受領書） 電子出願ソフトサポートサイト「 <u>特殊申請書類の提出方法</u> 」5 頁 <u>審判便覧 11-01</u>
21	65 頁 下から 2 行目	10(3)	受付番号をもとに、特許庁のオンラインサービス（特許情報プラットフォーム：J-PlatPat）で手続の状態を確認できます。	申立て後に届く異議番号通知の番号で手続をします。J-PlatPat の経過情報では書類の提出の有無を確認できますが、反映に遅れがあり、書類の内容は見られません。	J-PlatPat の番号照会に受付番号なし。異議 Q&A Q5-2 の A5-2（提出の有無は確認可） <u>J-PlatPat ヘルプ「番号照会」</u> <u>特許庁「特許異議の申立て Q&A」</u>
22	67 頁 下から 6 行目	11(1)(ii)②	維持決定または取消決定に対する審決取消訴訟の提起（知財高裁）。	取消決定に対する決定取消訴訟（維持決定には不服を申し立てられません）の提起（知財高裁）。	特許法 114 条 5 項・178 条・179 条
23	68 頁	「実務ポイント」フェーズ「口頭審理（実施の場合）」	「口頭審理（実施の場合）」の行（主担当・副担当）	削除。 （特許異議は書面審理のみで、口頭審理はありません）	特許法 118 条 1 項
24	69 頁 下から 9 行目	11(4)	また、維持決定が下された場合には、申立人側が決定取消訴訟を提起するかどうかの判断が必要です。	また、維持決定に対しては、申立人は不服を申し立てることができません。	特許法 114 条 5 項・178 条・179 条
25	69 頁最終行～ 70 頁 1 行目	11(4)(ii)	特許権者が審決取消訴訟を提起した場合、申立人は当事者系審決取消訴訟（異議申立人が被告となる）における被告として訴訟に対応します。	特許権者が審決取消訴訟を提起した場合、その被告は特許庁長官であり、申立人は被告になりません。	特許法 114 条 5 項・178 条・179 条
26	70 頁 下から 7 行目	11(5)(i)③	障害特許の登録から 6 カ月以内であれば	特許掲載公報の発行の日から 6 カ月以内であれば	特許法 113 条
27	71 頁 上から 8 行目	11(5)(iii)	特許権の設定登録から 6 カ月以内の特許について	特許掲載公報の発行の日から 6 カ月以内の特許について	
28	71 頁	表 2-11 記載事項「特許権者の氏名・名称」	「特許権者の氏名・名称」の行	削除。 （様式にこの欄はありません）	特許法施行規則 45 条の 2（様式第 61 の 2） <u>様式第 61 の 2(第 45 条の 2 関係) 特許異議申立書</u> <u>特許法施行規則・様式（e-Gov）</u>

第 3 章

	頁	該当箇所	誤	正	根拠（一次資料）
1	82 頁 上から 9 行目	2(3)(iii)	特許庁のシステムを通じて被請求人へ電子的に送達されます。	被請求人には、承諾があれば DVD-R で、なければ紙で郵送されます。	DVD-R 又は紙出力を答弁指令等に同封（Q&A 問 10） <u>特許庁「審判手続における電子特殊申請に関する Q&A」</u> <u>特許庁「審判手続における電子特殊申請について」</u>

2	82 頁	「実務ポイント」	無効審判請求書を誤って出願ソフトの「 <u>出願</u> 」タブ（通常の出願機能）から提出してしまい、却下処分を受けた場合。	<u>拒絶査定不服審判の請求書を誤って「特殊申請」タブから提出してしまい、却下処分を受けた場合。</u>	Q&A 問 1（拒絶査定不服審判の請求書を電子特殊申請で出すと却下）。 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請に関する Q&A</u> 」 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請について</u> 」 <u>インターネット出願ソフト操作マニュアル（概要編）</u>
3	82 頁	「実務ポイント」 解決策	無効審判・異議申立て・取消審判等は必ず「特殊申請」タブから <u>再提出</u> すること。	<u>拒絶査定不服審判の請求書は「出願」タブから、無効審判・異議申立て・取消審判等は「特殊申請」タブから提出すること。</u>	
4	85 頁 上から 1 行目	3(3)	～と判断すれば、 <u>口頭審理に向けた審理事項通知書が発せられます。</u>	と判断すれば、 <u>審決の予告または審理終結通知がされます。</u>	特許法 156 条 2 項・164 条の 2 第 1 項
5	97 頁 下から 2 行目	8(1)	請求書本体（筆頭物件）の PDF の末尾に <u>含めるか、または別ファイルとして添付します。</u>	請求書本体（筆頭物件）とは別の PDF ファイルとして添付します。	操作ガイド 1 頁(3)（※証明書等の物件を申請書類とまとめて 1PDF にしないでください）。Q&A 問 8 <u>電子出願ソフトサポートサイト「特殊申請書類の提出方法」</u> 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請に関する Q&A</u> 」
6	111 頁	「実務トラブル」 解決策	<u>期限内に間に合わない場合は直ちに特許庁審判課に連絡し期間延長を願い出ること。</u>	<u>答弁期間は経過後に延長を請求できないため、期間内に期間延長請求書を提出すること。</u>	特許法 5 条 3 項・同法施行規則 4 条の 2 第 5 項（審判長の指定期間は対象外） <u>特許法施行規則・様式（e-Gov）</u>
7	111 頁下から 2 行目～112 頁 1 行目	12(1) 本文 ／〔書面の構成例〕	電子特殊申請では、特許庁の様式に従い、次のように【 】で囲んだ欄名を用いて記載します。 ／〔書面の構成例〕内の【書類名】、【提出日】、【あて先】、【審判事件の表示】、【特許番号】、【審判請求人】、【識別番号】、【住所又は居所】、【氏名又は名称】、【代理人】、【識別番号】、【弁理士】、【氏名又は名称】、【被請求人】、【住所又は居所】、【氏名又は名称】、【請求の趣旨】、【請求の理由】、【証拠方法】、【提出物件の目録】、【物件名】	電子特殊申請では、特許庁の様式に従い、番号を付した欄（1 審判事件の表示、2 審判の請求に係る請求項の数、3 請求人、4 代理人、5 被請求人、6 請求の趣旨、7 請求の理由、8 証拠方法、9 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾、10 添付書類又は添付物件の目録）を設けて記載します。 ／〔書面の構成例〕1 審判事件の表示、2 審判の請求に係る請求項の数、3 請求人、4 代理人、5 被請求人、6 請求の趣旨、7 請求の理由、8 証拠方法、9 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾、10 添付書類の目録	特許法施行規則 46 条・様式第 62。 <u>特許法施行規則・様式（e-Gov）</u> <u>特許庁 作成見本（特許無効審判請求書）</u>
8	112 頁 下から 4 行目	12(1)「請求の理由」の欄の例	たとえば、①手続の経緯、②本件特許発明の内容、③無効理由の要点、④証拠方法（甲号証）の説明、⑤請求項ごとの具体的な無効理由（引用例との対比・論証）、⑥むすび、といった項目立てが用いられます。	たとえば、1. 請求の理由の要約、2. 手続の経緯、3. 特許無効審判請求の根拠、4. 本件特許を無効にすべき理由、5. むすび、といった項目立てが用いられます。	特許法施行規則 46 条・様式第 62 備考 7 イ。 <u>特許法施行規則・様式（e-Gov）</u> <u>特許庁 作成見本（特許無効審判請求書）</u>

9	122 頁最終行	16(3)(i) [ステップ 1] ③	③証拠説明書を請求書の PDF に含めるか、 <u>別ファイルとして</u>	③証拠説明書を請求書とは別の PDF ファイルとして	操作ガイド 1 頁(3) (※証明書等の物件を申請書類とまとめて 1PDF にしないでください)。Q&A 問 8 <u>電子出願ソフトサポートサイト「特殊申請書類の提出方法」</u> 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請に関する Q&A</u> 」
10	123 頁 下から 9 行目	16(3)(ii) [ステップ 2] ⑤	⑤システムの自動チェック (PDF バージョン、フォント、セキュリティ等) が実行される。エラーが出た場合は PDF を修正して再アタッチする。	⑤ [チェック] で確認されるのは送付票だけで、PDF の書式はチェックされないため、送信前に自ら確認する。	[チェック] は送付票の確認。PDF は自ら確認が必要 (操作ガイド 3 頁③「出願ソフトでは警告されないケースもありますのでご注意ください」) <u>電子出願ソフトサポートサイト「特殊申請書類の提出方法」</u>
11	125 頁	表 3-5 フェーズ「請求書の起案」の「弁護士の主な役割」	<u>取消理由</u> の法的構成・表現の最終確認	<u>無効理由</u> の法的構成・表現の最終確認	特許法 123 条・131 条 (審判請求書)
12	125 頁	表 3-5 フェーズ「弁明書・副申書」	フェーズ「 <u>弁明書・副申書</u> 」	フェーズ「 <u>答弁書・弁駁書</u> 」	特許法 133 条の 2 第 2 項 (弁明書) ・ 134 条 (答弁書)
13	125 頁 最終行	17(2)(i)(a)	請求書・弁明書・副申書等の提出のたびに、	請求書・ <u>答弁書・弁駁書</u> 等の提出のたびに、	

第 4 章

	頁	該当箇所	誤	正	根拠 (一次資料)
1	138 頁 上から 4 行目	2(5)	具体的には、 <u>審判請求の登録前</u> 3 カ月から	<u>審判の請求前</u> 3 カ月から	商標法 50 条 3 項 (「審判の請求前三月から」)
2	139 頁 下から 3 行目	3(1)④ 「※記載例」	登録第○○○○○○○号商標の指定商品中、	<u>商標法第 50 条第 1 項の規定により</u> 、登録第○○○○○○○号商標の指定商品中、	商標法施行規則 14 条様式第 15 備考 2 <u>商標法施行規則・様式第 15 (e-Gov)</u>
3	140 頁 下から 4 行目	3(3)	提出後、副本は不要で、 <u>特許庁から被請求人へ電子的に送達</u> されます。	提出後、副本は不要で、 <u>被請求人には、承諾があれば DVD-R で、なければ紙で郵送</u> されます。	DVD-R 又は紙出力を答弁指令等に同封 (Q&A 問 10) 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請に関する Q&A</u> 」 特許庁「 <u>審判手続における電子特殊申請について</u> 」
4	149 頁 下から 11 行目	7(1)	請求書を電子特殊申請で提出する (手数料 55,000 円を予納台帳等で納付)。	請求書を電子特殊申請で提出する (手数料 (1 区分 55,000 円。1 区分増すごとに 40,000 円を加算) を予納台帳等で納付)。	特許法等関係手数料令 4 条 2 項の表第 9 号 (1 件 15,000 円 + 1 区分 40,000 円) <u>特許法等関係手数料令 (e-Gov)</u>

5	151 頁 上から 12 行目	8(1)(ii)	ドラッグストアでの棚卸し調査が比較的～	ドラッグストアでの店頭調査が比較的～	
6	151 頁 上から 12 行目	8(1)(ii)	小売店の POS データや在庫情報にアクセスできる場合は、より精緻な調査が可能です。	削除。	
7	152 頁 下から 9 行目	8(3)(i)〔ステップ 1〕	添付物件がある場合（事前調査報告書等の参考資料を提出する場合）は、それぞれ個別に PDF 化します。	添付物件がある場合は、それぞれ個別に PDF 化します。	商標法 50 条 2 項（立証責任は被請求人）
8	152 頁 下から 2 行目	8(3)(ii)〔ステップ 2〕	そして、手数料 55,000 円の納付方法を指定します（予納台帳・クレジットカード等）。	そして、手数料（1 区分 55,000 円。1 区分増すごとに 40,000 円を加算）の納付方法を指定します（予納台帳・クレジットカード等）。	特許法等関係手数料令 4 条 2 項の表第 9 号（1 件 15,000 円＋1 区分 40,000 円） 特許法等関係手数料令（e-Gov）
9	153 頁 上から 3 行目	8(3)(iii)〔ステップ 3〕	作成した送信ファイルには、IC カード型電子証明書による電子署名を付与します。 (図) 電子署名の付与	電子証明書（IC カードまたはファイル）は、ソフトの起動時に本人認証に用います（送信ファイルへの署名の工程はありません）。 (図) 送信ファイル作成	操作ガイド 1 頁(2)（本人認証は証明書ストア又は IC カード）。 電子出願ソフトサポートサイト「特殊申請書類の提出方法」
10	158 頁	「実務ポイント」の「【攻め】（請求人）」の「チェックポイント」	○コスト 1 区分につき 55,000 円	○コスト 1 区分 55,000 円（1 区分増すごとに 40,000 円を加算）	手数料令 4 条 2 項の表第 9 号（1 件 15,000 円＋1 区分 40,000 円） 特許法等関係手数料令（e-Gov）

第 5 章

	頁	該当箇所	誤	正	根拠（一次資料）
1	178 頁 上から 8 行目	2(2) 見出し	訴額と印紙代（160 万円みなし・13,000 円）	訴額と手数料（160 万円みなし）	民訴費用法 3 条 2 項・別表第 2 第 1 項（13,000 円＋1,400 円）・4 条 2 項・8 条 1 項
2	178 頁 上から 11 行目	2(2)	この訴額に対応する訴え提起の手数料（収入印紙代）は 1 万 3,000 円です。	この訴額に対応する訴え提起の手数料は、mints で提起する場合、被告 1 名で 1 万 4,400 円（訴額に応じた 1 万 3,000 円に郵便費用分 1,400 円を加えた額）です。原則として現金で納め、収入印紙は使えません。	民事訴訟費用等に関する法律（e-Gov） mints FAQ
3	178 頁 上から 13 行目	2(2)	なお、提起時には手数料に加え、郵便費用相当額（電子申立ては 1,400 円、被告が 1 人増えるごとに 2,000 円加算、それ以外は 2,500 円）の合計額を納付します。	なお、この手数料には、郵便費用に相当する額（電子申立ては 1,400 円、それ以外は 2,500 円。被告が 1 名増すごとに 2,000 円を加算）が含まれます。	民訴費用法別表第 2 第 1 項ロ（郵便費用分は手数料の一部） 民事訴訟費用等に関する法律（e-Gov）
4	179 頁	表 5-4 「手順」④	④手数料納付 「内容」電子納付（Pay-easy 等） 「留意事項」1 万 3,000 円＋郵便費用相当額	④提出 「内容」受付番号を控える 「留意事項」削除。	mints FAQ（新規申立）4 頁。操作マニュアル（新規申立て）30 頁以降 mints FAQ mints 操作マニュアル

5	179 頁	表 5-4 「手順」⑤	⑤提出完了 「内容」受付通知メールを確認 「留意事項」受付番号を控えておく	⑤手数料納付 「内容」裁判所からの通知を受けて手数料を電子納付 「留意事項」郵券は不要	mints FAQ（手数料納付）7 頁。操作マニュアル（提出後に納付・郵券不要）56 頁 <u>mints FAQ</u> <u>mints 操作マニュアル</u>
6	187 頁 上から 3 行目	4(7)(ii)	裁判所が職権で鑑定（民訴 213 条）	職権で鑑定（行政事件訴訟法 24 条）。	民訴法 92 条の 5 第 2 項（専門委員の指定）・212 条（鑑定義務）・213 条（鑑定人の指定）・行訴法 24 条〔職権証拠調べ〕 <u>民事訴訟法（e-Gov）</u> <u>行政事件訴訟法（e-Gov）</u>
7	187 頁 上から 4 行目	4(7)(ii)	当事者が鑑定申請（民訴 212 条）を行う	当事者が鑑定の申出を行う	
8	187 頁 上から 7 行目	4(7)(ii)	鑑定は、当事者が選任する専門委員と異なり、裁判所から選任されるため、	鑑定は、裁判所から選任されるため、（専門委員も裁判所が指定します）	
9	187 頁 下から 5 行目	4(8)(i)	（ボールスプライン事件・知財高判平成 28・3・25）	（マキサカルシトール事件・知財高判平成 28・3・25）	最判平成 10 年 2 月 24 日・知財高判平成 28 年 3 月 25 日 <u>最判平成 10 年 2 月 24 日（裁判所）</u> <u>知財高判平成 28 年 3 月 25 日（要旨）</u> <u>知財高裁「大合議事件」</u>
10	198 頁 上から 3 行目	9(1)	審決取消訴訟の印紙代は 1 万 3,000 円（訴額 160 万円みなし）です。	審決取消訴訟の手料金は、mints で提起する場合、被告 1 名で 1 万 4,400 円（訴額 160 万円みなし。郵便費用分を含む）です。	民訴費用法 3 条 2 項・別表第 2 第 1 項（13,000 円+1,400 円）・4 条 2 項・8 条 1 項 <u>民事訴訟費用等に関する法律（e-Gov）</u> <u>mints FAQ</u>
11	199 頁 最終行	10(1)③	③委任状テンプレートの確認	③委任状の準備	mints に委任状テンプレート機能なし・委任状は PDF で提出 <u>mints 操作マニュアル</u> <u>知財高裁「提出書面等」のお願い</u>
12	200 頁	表 5-11 手順「2」	「操作内容」 <u>「新規利用者登録」を選択</u>	「操作内容」 裁判所にメールアドレスを届け出て、招待メールから登録	<u>mints FAQ</u> （招待メール方式・共用アドレス不可）1 頁 <u>mints 操作マニュアル</u> （27 頁）
13	200 頁	表 5-11 手順「3」	「注意事項」 <u>事務所の代表メールではなく個人メールを推奨</u>	「注意事項」 本人のメールアドレスに限る（共用不可）	
14	200 頁 上から 1 行目	10(1)③	mints では委任状のテンプレートが用意されています。	mints に委任状のテンプレートはありません。訴訟委任状は PDF で提出します。	mints に委任状テンプレート機能なし・委任状は PDF で提出 <u>mints 操作マニュアル</u> <u>知財高裁「提出書面等」のお願い</u>
15	201 頁	表 5-12 手順「6」	「 <u>6 手数料の電子納付</u> 」Pay-easy 等によりオンラインで印紙代および郵券を納付	「 <u>7 手数料の電子納付</u> 」裁判所からの通知を受けて Pay-easy で手数料を納付（郵券は不要）	mints FAQ（手数料納付）7 頁。操作マニュアル（提出後に納付・郵券不要）56 頁 <u>mints FAQ</u> <u>mints 操作マニュアル</u>
16	201 頁	表 5-12 手順「7」	「 <u>7 提出確認・送信</u> 」内容を確認の上、送信ボタンを押して提出完了	「 <u>6 送信</u> 」送信して提出	mints FAQ（新規申立）4 頁。操作マニュアル（新規申立て）30 頁以降 mints FAQ・操作マニュアル（提出後に納付・郵券不要） <u>mints FAQ</u> <u>mints 操作マニュアル</u>

17	204 頁 下から 13 行目	11(1)(i)	当事者系審決取消訴訟（ <u>無効審判・訂正審判に係るもの</u> ）では、	当事者系審決取消訴訟（ <u>無効審判に係るもの等</u> ）では、	特許法 179 条本文（訂正審判の審決に対する訴えの被告は特許庁長官） ※訂正審判の審決に対する訴えは査定系です
18	210 頁 上から 8 行目	11(4)(ii)	再度拒絶査定がなされた場合には、再び拒絶査定不服審判、審決取消訴訟という手続の反復が生じ得ます。	<u>審判の続行後に再び拒絶審決がされた場合には、再度の審決取消訴訟</u> という手続の反復が生じ得ます。	特許法 181 条 2 項
19	211 頁	表 5-14 「当事者系」項目見出し	当事者系（無効審決・訂正審決等）	当事者系（ <u>無効審決等</u> ）	特許法 179 条本文（訂正審判の審決に対する訴えの被告は特許庁長官）
20	231 頁 「①出訴期間と手続的要件」の最終行「確認事項」	15(1)①	<u>印紙額（審判費用額に応じた計算）</u> を確認したか	<u>手数料額（訴額 160 万円みなし）</u> を確認したか	民訴費用法 3 条 2 項・別表第 2 第 1 項（13,000 円＋1,400 円）・4 条 2 項・8 条 1 項 <u>民事訴訟費用等に関する法律（e-Gov）</u> <u>mints FAQ</u>

第 6 章

	頁	該当箇所	誤	正	根拠（一次資料）
1	284 頁 上から 7 行目	3(3) (vi) (e)	余りは終了後に変換される）が必要でしたが、	余りは終了後に <u>返還される</u> ）が必要でしたが、	

第 7 章

	頁	該当箇所	誤	正	根拠（一次資料）
1	324 頁 3 行目	3(3)(ii)(b)③	警告書を受けた企業がありました。	<u>警告</u> を受けた企業がありました	
2	325 頁 下から 5 行目	3(5)	意見交換会議録参考になります。	意見交換会議録が参考になります。	